第26回参議院議員通常選挙啓発推進事業要綱

第1 趣 旨

第26回参議院議員通常選挙においては、全ての有権者が選挙の意義を十分自覚し、 選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加するよう、国及び市区町村との連携の下、 各種啓発活動を行うものとする。

第2 重点事項

1 きれいな選挙の推進

選挙の正しいルールを周知徹底するとともに、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、全ての有権者の自覚と責任において自由な投票ができるよう、きれいな選挙を推進する。

2 投票参加の推進

今回の選挙が今後の国政を方向付ける極めて重要な意義を有するものであること 及び投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに、民主政治の健全な 発展に欠くことのできないものであることを、広く県民に周知徹底し、有権者がこぞ って投票するよう投票参加を推進する。

特に、若年層の選挙に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、投票喚起に重点を置いた積極的な啓発を実施する。

3 投票所等における新型コロナウイルス感染症対策についての周知

有権者が安心して投票できるように投票所等において実施している感染症対策の 内容を十分に周知するとともに、マスク着用のお願いなど、予防対策をした上での投 票参加の呼びかけを行う。また、有権者の分散を図る観点から期日前投票の積極的な 呼びかけを行うほか、投票所等の混雑状況の情報提供に積極的に努めるものとする。

第3 活動の進め方

- 1 岡山県選挙管理委員会、同事務局分局及び市区町村選挙管理委員会は、この要綱に 基づき、相互の密接な連携と協力の下、啓発活動を展開するものとする。
- 2 岡山県選挙管理委員会、同事務局分局及び市区町村選挙管理委員会は、明るい選挙 推進岡山県連合会及び市区町村の明るい選挙推進協議会の協力を求め、相互の連携に より啓発事業を実施するものとする。

第4 実施事業

別紙事業計画書による。

第26回参議院議員通常選挙啓発事業

【6月22日公示、7月10日投票】

	事 業 名	事 業 内 容	実施時期
1	ポスターによる啓発	ポスター等の配付・掲示	期間中
2	広報車による巡回	車体に啓発パネルを貼り、テープを流しながら巡回	期間中
3	インターネットによる啓発	グーグル、ユーチューブ、インスタグラムに広告を 掲載	6月22日~7月10日
4	啓発資材の作成、配布	各地域での役場窓口等でポケットティッシュ等を配布 各分局(県民局)等に、のぼり、たすき、車体用啓発パネル等を配付	期間中
5	岡山駅デジタルサイネージ による啓発	岡山駅東西連絡通路上部デジタルサイネージにポス ターデータを掲出	6月20日~7月10日
6	懸垂幕の掲出	県庁舎、各分局(県民局)、百貨店等への掲出	期間中
7	県選管ツイッター及び インスタグラムによる啓発	県選挙管理委員会ツイッター及びインスダグラムを 活用した啓発	期間中
8	放送による啓発	高校やデパート等に対し、校内や店内の放送を依頼	期間中
9	プロスポーツチームとのコ ラボ	プロスポーツチームを活用した啓発	6月23日
10	選挙公報	選挙公報による啓発	6月25日、26日印刷
11	選挙公報のHP掲載	選挙公報の県選管HPへの掲載	6月24日~7月10日
12	県広報媒体による啓発	県広報媒体 (テレビ、ラジオ等) による啓発	期間中
13	県ホームページでの広報	県のホームページによる広報	期間中
14	コンビニレジ画面等による 啓発	コンビニレジ画面への広告掲示及び店内放送による 啓発	6月28日~7月9日
15	点字お知らせ版による啓発	点字版のお知らせを視覚障害者に配布	期間中
16	小型飛行機による啓発	小型飛行機による上空からの投票の呼びかけ	7月9日、10日
17	分局による啓発	各分局(県民局)において工夫して行う啓発	期間中
18	市区町村選管による啓発	広報車、広報紙、有線放送等による啓発	期間中

統一標語 『この一票 私にできる 国づくり』

(参考) 国が行う主な啓発事業

事 業 名	事 業 内 容	実施時期
1 新聞広告	新聞への広告掲載 (全国紙、地方紙)	期間中
2 ポスター・チラシによる啓発	ポスター・チラシの作成	期間中
3 特設サイトによる啓発	特設WEBサイトを開設	期間中